

西東京市 防災市民組織結成の手引き



危機管理課

目次

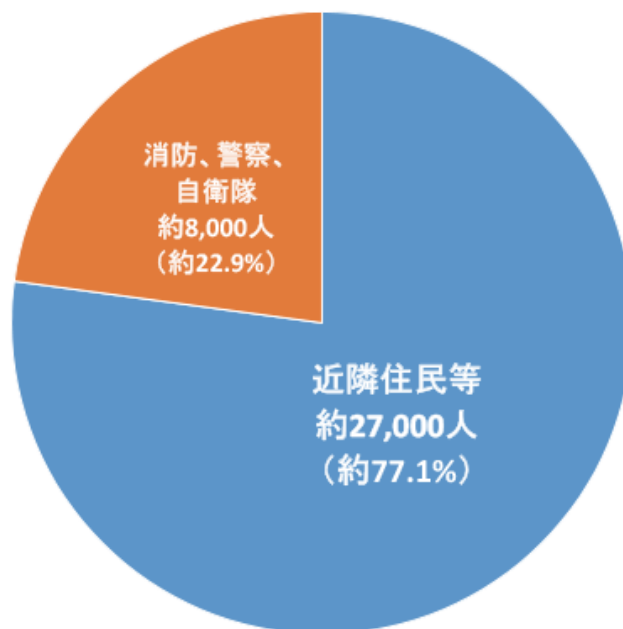
はじめに	1
災害における救出主体の割合	1
防災市民組織とは	2
防災市民組織の役割	2
防災市民組織の結成	3
結成要件	3
必要書類	3
(1) 防災市民組織結成届出書	4
(2) 組織の区域地図	5
(3) 役員名簿	6
(4) 組織図	7
(5) 組織の規約	8
参考	9

はじめに

災害における救出主体の割合

過去の災害における事例からも自治体等の支援（公助）より、自身や近隣住民による支援（自助・共助）の割合が大きい状況。

阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



出典：河田恵昭（1997）「大規模地震災害による人的被害の予測」

自然科学第 16 巻第 1 号より内閣府作成（平成 28 年版防災白書 特集「未来の防災」掲載）

⇒災害時の備えとして、各家庭での「自助」や地域の「共助」を強化することが被害等の軽減に繋がります

はじめに

防災市民組織とは

「自主防災組織」とも呼び、地域住民が自発的に結成し、連携しながら自主的な防災活動を行う組織のこと。

市は防災市民組織に対して、講演会等の開催や補助金の交付によって、活動をサポートしています。

防災市民組織の役割

《普段の活動》

- (1) 防災知識の普及啓発や地域の安全点検
(2) 防災資器材の備蓄・点検や防災訓練 など

⇒災害時の備えに繋がります（以下抜粋）

非常食・簡易トイレ等の備蓄

地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知

地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備

《災害発生時の活動》

- (1) 負傷者の救出救護
- (2) 安否確認
- (3) 初期消火活動 など

⇒普段の活動により、発災時も迅速な初期対応に繋がります



防災市民組織の結成

結成要件

上記要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 自主的な防災活動を行う組織であること
- (2) 西東京市に居住する 10 世帯以上で組織していること
- (3) 各世帯が隣接し、ひとつの区域を形成していること
- (4) 他の防災市民組織に所属中の世帯と重複しないこと

必要書類

結成の届出（登録手続き）には以下の書類を提出してください。

- (1) 防災市民組織結成届出書
- (2) 組織の区域地図
- (3) 役員名簿
- (4) 組織図
- (5) 組織の規約

※届出の申請は随時受け付けています。

（登録承認まで 1 か月程度お時間をいただく場合があります）

※防災市民補助金を申請する場合には、申請前に結成届出書を提出している必要があります。

登録手続き等の時期にはくれぐれもご注意ください。



防災市民組織の結成

必要書類

(1) 防災市民組織結成届出書

令和 年 月 日

西東京市長 殿

会長・理事長などの
代表者名を記入してください

{ 組 織 名 ○○会
代表者住所 西東京市○○町××丁目△△
氏 名 防災 太郎
電 話 番 号 042-438-4010

防 災 市 民 組 織 結 成 届 出 書

防災市民組織を結成したので、下記のとおり届け出します。

記

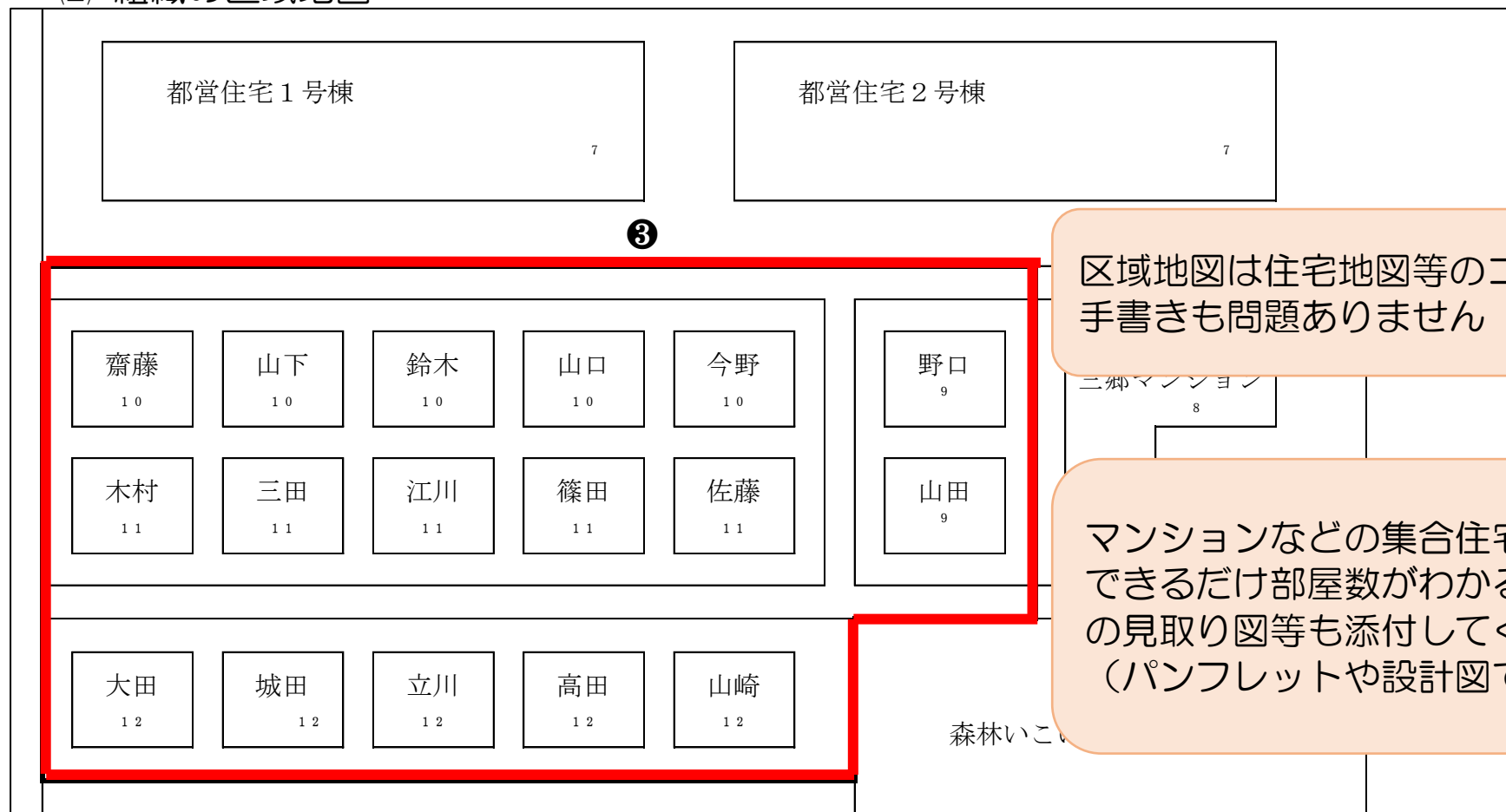
1	組 織 の 名 称	○○会	
2	結 成 年 月 日	令和○年×月△日	
3	構 成 世 帯 数	38世帯	
4	組 織 の 区 域 地 図	別添のとおり	
5	役 員 名 簿	☒ (別添のとおり) ・ 無	
6	組 織 図	☒ (別添のとおり) ・ 無	
7	組 織 の 規 約	☒ (別添のとおり) ・ 無	

全て記入してください

防災市民組織の結成

必要書類

(2) 組織の区域地図



区域地図は住宅地図等のコピーまたは手書きも問題ありません

マンションなどの集合住宅の場合は、できるだけ部屋数がわかるような建物
の見取り図等も添付してください
(パンフレットや設計図でも可)

防災市民組織の結成

必要書類

(3) 役員名簿

令和 年度		〇〇会役員名簿		
役職名	氏名	住所	電話	備考
会長	防災 太郎	西東京市〇〇町××丁目△△	042-438-4010	
副会長	防災 花子	西東京市〇〇町 丁目	042-〇〇〇-××××	
防災担当	防 災太郎	西東京市〇〇町 丁目	042-〇〇〇-××××	
班 長	防 災花子	西東京市〇〇町 丁目	042-〇〇〇-××××	

役員名簿は自治会や管理組合などで作成したもので問題ありません

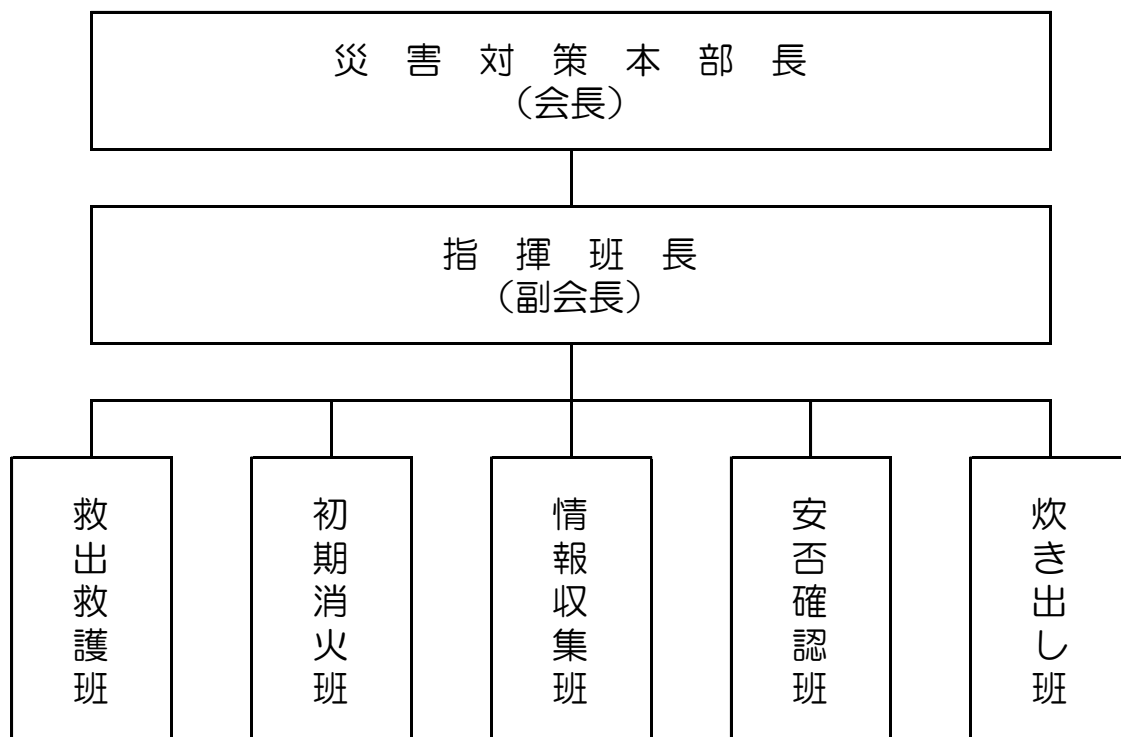
【注意】

名簿の作成に関しては、個人情報の取扱い等について関係者の了承を得るなど、注意して作成してください

防災市民組織の結成

必要書類

(4) 組織図



組織の指示系統等がわかれば、様式は問いません

防災市民組織の結成

必要書類

(5) 組織の規約

〇〇会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇防災市民組織（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、次ぎのとおりとする。

(1) 平常時は〇〇とする。

(2) 災害時は〇〇とする。

※活動拠点とは、平常時は会長宅や自治会の集会所等、災害時は自宅が倒壊した場合の生活場所（各小中学校等の避難所等）などとする。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

※隣保協同^{りんぽきょうどう}…となり近所で同じ目的を達成するために行うこと。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次ぎの事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

(2) 地震等に対する災害予防に資する（※役立つ）ための地域の災害危険の把握に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。

自治会や管理組合などの既存の規約（会則）に防災についての記載があれば、そのまま提出いただいて問題ありません

第5条 本会は、〇〇町内（自治会）にある世帯をもって構成する。

参考

○西東京市防災市民組織補助金交付要綱

平成13年 7 月 1 日制定

改正

平成17年 9 月16日

平成24年 6 月22日

平成31年 4 月 1 日

令和 4 年 4 月 1 日

西東京市防災市民組織補助金交付要綱

第 1 目的

この要綱は、西東京市（以下「市」という。）において市民が防災活動を行うために自主的に設立した防災市民組織（以下「防災組織」という。）に対し、その活動経費の一部を予算の範囲内で補助することにより防災組織の結成を促進し、地域の防災活動を効果的に行うことを目的とする。

第 2 防災組織

西東京市防災市民組織補助金（以下「補助金」という。）の対象となる防災組織は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとし、別に定める防災市民組織結成届出書及び添付書類を市長に提出し、その内容を市長が審査し、防災組織として適当と認めたものとする。

- （１） 10世帯以上で組織し、各世帯が隣接し、及び一つの区域を形成していると市長が認めること。
- （２） 市内において自主的な防災活動を行う団体であると市長が認めること。
- （３） 他の防災組織に所属している世帯が重複していないこと。

第 3 対象経費

補助金の対象となる経費は、次に掲げる共助を目的として備蓄をする防災資器材等（以下「防災資器材等」という。）の購入費用とする。

- （１） 消火用資器材
- （２） 情報用資器材
- （３） 照明用資器材
- （４） 給食・給水用資器材
- （５） 非常食・非常用飲料水
- （６） 医療・救護用資器材
- （７） 避難・救出用資器材
- （８） 防護資器材
- （９） 衛生資器材
- （10） 防災備蓄倉庫等整備
- （11） 市が指定する重点推進資器材
- （12） その他市長が認めたもの

第4 補助金の額

補助金の額は、第3各号の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、第3第5号に規定する非常食・非常用飲料水に係る補助金の額の算定に当たっては、380円に防災組織の世帯数を乗じて得た額を上限とする。

- 2 前項の補助金の額を算定する場合は、防災組織の世帯数が50世帯以下のときは20万円を限度額とし、世帯数が50世帯を越えるときは当該限度額に世帯数が50世帯を超えるごとに2万円を加算した額を限度額とする。
- 3 第3第11号に規定する市が指定する重点推進資器材を購入している場合の前項の限度額は、当該資器材の合計額に2分の1を乗じて得た額（防災組織の世帯数が50世帯以下の場合には3万円を上限とし、世帯数が50世帯を越える場合は3万円に世帯数が50世帯を超えるごとに3千円を加算した額を上限とする。）を同項により算定した限度額に加算した額とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第5の規定による各防災組織からの補助金の申請総額が予算の範囲を超えた場合は、市長は防災組織の申請金額に応じて減額率を定めて減じ、その額を補助金の交付の額とすることができる。

第5 補助金の申請

補助金の交付を受けようとする防災組織は、防災市民組織補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添付し、別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、当該年度内1回に限るものとする。

第6 補助金の決定

市長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を決定するとともに、当該防災組織に防災市民組織補助金交付決定通知書により通知するものとする。

第7 補助金の請求

第6の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた防災組織は、防災市民組織補助金交付請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。

第8 補助金の交付

市長は、第7の規定による請求に基づき補助金を交付する。

第9 実績報告

第8の規定により補助金の交付を受けた防災組織（以下「補助組織」という。）は、当該年度終了後速やかに必要な書類を添付し、防災市民組織補助金実績報告書（以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

第10 補助金の額の確定

市長は、報告書を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、当該補助組織に防災市民組織補助金確定通知書により通知するものとする。

第11 決定の取消し

市長は、補助組織が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3に掲げる防災資器材等の購入以外に補助金を使用したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

第12 取消しの通知

市長は、第11の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかにその旨を当該補助組織に通知するものとする。

第13 補助金の返還

市長は、第11の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助組織に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第14 財産処分の制限

補助組織は、補助金の交付を受けて購入した防災資器材等を防災活動以外に使用し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、当該防災資器材等が5年を経過した場合又は使用等の期限が定められ、その期限が経過したものについては、この限りではない。

第15 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、西東京市補助金等交付規則（平成13年西東京市規則第57号）に定めるところによる。